

令和5年2月3日（金曜日）午前10時07分開会

○出席議員

1番	友寄 永三	議員	2番	上里 樹	議員
3番	具志堅正英	議員	4番	大城 喜弘	議員
5番	前川 秀和	議員	6番	瀬長 恒雄	議員
7番	伊佐 園恵	議員	8番	糸数 貴子	議員
9番	豊見山常和	議員	10番	國吉 雅和	議員
12番	新川 喜男	議員	13番	岸本 一徳	議員
14番	国吉 亮	議員	15番	與儀 喜邦	議員
16番	赤嶺 秀徳	議員	17番	比嘉 拓也	議員
18番	仲村 広美	議員	19番	吉浜 覚	議員
20番	我謝 孟範	議員	21番	知花 応樹	議員
22番	玉那覇 登	議員	23番	下地 秀男	議員
24番	浦崎 暁	議員	25番	金城 由美	議員

○欠席議員

11番 福地 義広 議員

○説明のため出席した者

広域連合長	中村 正人	
副広域連合長	仲間 一	
副広域連合長	照屋 勉	
事務局長	新里 亨	
総務課	課長 新垣 哲	副主幹 伊波 盛弘
管理課	課長 栗國 綱志	副主幹 金城 秀樹
事業課	課長 安永 貴彦	副主幹 宮城 顕治
会計室	室長 赤嶺 太一	副主幹 屋宜 崇
		副主幹 榎 理宏

令和5年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会議事日程(第1号)

開 会 令和5年2月3日
 閉 会 令和5年2月3日 会期1日間

日程	議案	番号	件名	備考等
1			会議録署名議員の指名について	
2			会期の決定について	
3			議長諸般の報告	
4			沖縄県後期高齢者医療広域連合長行政報告	
5	承認	1	専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)	
6	承認	2	専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)	
7	議案	1	沖縄県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について	
8	議案	2	沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報に関する法律施行条例の制定について	
9	議案	3	沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
10	議案	4	沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	
11	議案	5	沖縄県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について	
12	議案	6	令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)	
13	議案	7	令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	
14	議案	8	令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算	
15	発議	1	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について	
16	発議	2	沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について	
17			一般質問	○糸数貴子
18			討論・採決	
19			議会運営委員会の閉会中の継続審査申出書(閉会中の継続審査の申し出)	議会運営委員会

【開会前】

(午前10時01分)

○議長(金城由美)

皆様、おはようございます。議長の金城由美でございます。よろしくお願いいたします。

では、会議に先立ち、前回公務のため欠席しておりました副連合長お二人からの挨拶の申入れがありますので、お願いいたします。

仲間一副連合長。

○副連合長(仲間一)

連合議員の皆様、おはようございます。

令和4年8月19日の令和4年第2回定例会において、副連合長に選任されました金武町長の仲間一でございます。一言御挨拶を申し上げます。

団塊世代が75歳に到達し始め、後期高齢者支援金の現役世代の負担急増に対応するため、一定以上の所得にある方には窓口負担割合の見直しが行われるなど、後期高齢者医療制度を取り巻く環境は厳しくなっております。

このような中ではありますが、中村正人連合長をしっかりと支えながら、後期高齢者医療制度の安定運営の推進に努めてまいりますので、引き続き議員の皆様のご御理解、御協力をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長(金城由美)

照屋勉副連合長。

○副連合長(照屋勉)

議員の皆様、おはようございます。副連合長に選任されました与那原町長の照屋でございます。2期目を迎えます。

後期高齢者医療の様々な問題、課題に真摯に取り組んでまいりたいと思います。

中村正人連合長を支えながら、そして仲間一金武町長と共に、そしてまた議員の皆様とも連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。

○議長(金城由美)

ただいま副連合長の挨拶が終わりました。

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

おはようございます。総務課長の新垣ござい

ます。

議案の訂正について議長の許可を得ておりますので、差替えをお願いしたいと思います。

まず議案書の25ページでございます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)の本文中でございます。

2行目について「給与に関する条例」とありますが、正しくは「育児休業等に関する条例」であります。

29ページの5行目です。

「沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第6号」となっておりますが、正しくは「沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第1号」であります。

187ページをお願いいたします。

5行目「(情報公開条例第〇〇条に規定する情報を除く。)又は情報公開条例第〇〇条に」とありますが、正しくは「(情報公開条例第8条に規定する情報を除く。)又は情報公開条例第7条に」であります。

おわびして、訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

(午前10時07分 開会)

○議長(金城由美)

これより令和5年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は24名です。

議員定数は25名で定足数は13名です。よって定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

○議長(金城由美)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、具志堅正英議員、4番、大城喜弘議員を指名いたします。

○議長(金城由美)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月3日の1日間とし

たいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、会期は2月3日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

福地義広議員より、本日は欠席する旨の届出がありました。

次に、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について、令和2年7月31日の議会運営委員会で決定され、令和5年1月13日の全員協議会において再確認をしております。

本日の会議においても、感染症対策について、議員並びに出席者の御協力をお願いいたします。

次に、1月11日付で沖縄県後期高齢者医療広域連合長から議案書の送付がありました。

また、監査委員より、令和4年6月分から令和4年11月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。議案書に写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻、議題といたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より、行政報告の申入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

おはようございます。

それでは、令和5年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、行政報告を申し上げます。

前回定例会が昨年8月19日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療

行政につきまして概要の報告をいたします。

昨年10月18日、大分県において秋季九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会広域連合長会議が開催されました。

九州ブロック協議会の要望事項については、議決後、全国後期高齢者医療広域連合協議会へ提出をされております。取りまとめられた要望書は、11月17日に全国連合協議会会長から、厚生労働省において伊佐進一厚生労働副大臣へ手交をされております。

その主な内容は、窓口負担割合の見直しについて、被保険者が問い合わせることができるコールセンターを、国の責任においてできるだけ長い期間設置すること。

また、2割負担導入の施行状況を注視し、今後、短期間のうちに、基準などの見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる制度改正は行わないこと。

マイナンバー制度関連について、マイナンバーカードの保険証利用については性急に進めることなく、混乱を招かないよう各広域連合に十分に意見聴取をした上で具体的な方針を検討すること。

また、75歳以上のマイナンバーカード未取得者に対する交付申請書などの送付は申請者の利便性を鑑み、地方公共団体情報システム機構から対象者へ一律に送付されるよう関係省庁との調整をすること。

標準システム関連について、システム改修関連経費について、クラウド化を含む国主導による標準システム機器公開及び制度改正に伴う関連システム改修や構成市町村とのネットワーク環境改修などは、後期高齢者医療制度を運営する上で必要不可欠なものであることから、後期広域連合をはじめ市区町村の財政負担とならないよう、国庫による十分な財政支援を行うこと。

また、新たな機能や改善が必要な機能などについて、広域連合からの意見や要望を踏まえ開発を進めること、などであります。

そのほかにも制度の運営体制について、新型コロナウイルス感染症対策関連について、財政関係について、大規模災害などについて、など計7項目について要望をしております。

今年5月には、本県で春季九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会広域連合長会議が開催される予定であります。

さて、新型コロナウイルス感染症が続く中、当広域連合は、被保険者の皆様が引き続き安心して医療が受けられるよう、後期高齢者医療制度の安定運営に努めてまいりたいと考えております。

本日の定例会には、承認2件、広域計画1件、条例4件、補正予算1件、当初予算2件、合計10件の議案を提出をしております。

御審議のほど、よろしくお願いを申し上げ、行政報告といたします。

○議長(金城由美)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の新里です。よろしくお願います。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、令和4年人事院及び沖縄県人事委員会の勧告に基づき、職員の勤勉手当及び給料月額について、議会を開催するいとまがなかったため専決処分をしたのでその承認を求めるものでございます。

内容としては、若年者の給与月額について引き上げるとともに、勤勉手当について0.1月分増額する内容となっております。

3ページは専決処分書、13ページ以降は新旧対照表となっております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願います。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第6、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めます。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

議案書の25ページをお開きください。

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の育児休業の取得要件の緩和等をするほか、地方公務員法の改正を踏まえ条例を改正するものです。

議会を開催するいとまがなく専決処分を行ったので、その承認を求めるものでございます。

今回の改正内容は、職員の育児休業の取得回数が原則1回のところ原則2回に、子の産後8週以内の育児休業、いわゆる産後パパ育休について1回取得可能とされているところを2回取得可能とするなどの改正内容となっております。

27ページには専決処分書、39ページ以降に新旧対照表を載せてございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第7、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定についてと議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画を別紙のとおり策定したいので、地方自治法第291条7第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について御説明いたします。

議案書は59ページ、広域計画案については別冊の資料を御覧ください。

広域計画は、地方自治法第291条の7の規定及び広域連合規約第5条の規定に基づき策定するもので、現在の第3次広域計画が平成30年度から令和4年度までとなっていることから、新たに令和5年度から5年間の広域計画について策定し、議会にお諮りするものでございます。

第4次広域計画の内容としては、当広域連合の現状と課題、広域計画の目標と基本指針、広域連合及び構成市町村が行う事務などについて載せてございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

下地秀男議員。

○下地秀男議員

おはようございます。下地秀男です。

議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画案について質疑を行います。

沖縄県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の策定について、医療費の適正化の第1次から第3次までの取組状況と第4次の取組の課題について御説明のほどよろしくお願いたします。

再質疑については自席にて行います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

下地議員の御質問にお答えいたします。

まず広域計画とは、地方自治法の規定に基づき、5年ごとに広域連合と県内構成市町村との役割分担等を定め、事業の運営指針とするものであります。

初めに、第1次から第3次の広域計画における医療費の適正化の取組状況についてお答えします。

「医療費の適正化の取り組み」は、第2次の広域計画から記載し取り組んでおります。第2次広域計画では、医療費の適正化として5つの項目に取り組みました。

5つの取組とは、レセプト点検の充実、レセプト情報等の活用による医療費分析、保健指導の充実、ジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品の利用促進、そして医療費通知の実施、重複頻回訪問事業の実施であります。

また、第3次広域計画では、第2次広域計画の5つの取組に第3者求償事務の推進、療養費の適正化を加えるなど一部修正し、取り組んできております。

次に、第4次広域計画の医療費の適正化の取組課題についてお答えします。

医療費の適正化の取組課題は、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、今後も医療費が増加していく見込みであることと考えております。

○議長(金城由美)

下地秀男議員。

○下地秀男議員

御答弁ありがとうございます。

まず3ページに医療費の課題としてですが、医療費の伸びを抑制することが求められると。また、平均寿命の伸び以上に健康寿命を延ばすことが重要とあります。

そして、社会保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、医療費の適正給付、医療費適正化の啓発に継続して取り組んでいくことが必要ですとありますけれども、この具体的な取組の御説明をよろしく願いいたします。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えいたします。

医療費適正化の取組の具体的な内容ということですが、先ほど第2次計画、そして第3次計画の中で幾つかの項目について御説明してきましたけれども、その項目の成果としてお答えさせていただきたいと思っております。

レセプト点検の充実につきましては、全てのレセプトを点検しております。令和3年度の資格点検や内容点検が実施率100%となっております。また、レセプト情報等の活用による医療費分析は、被保険者の疾病の傾向を把握することなどに活用しております。

ジェネリック医薬品いわゆる後発医薬品の利用促進につきましては、啓発のためのカード配布、シール配布等を行っております。

令和4年3月診療分の沖縄県後期高齢者医療広域連合のジェネリック医薬品の使用割合は、全国の広域連合の中で1位となります。87.33%となっております。

また、医療費通知の実施につきましては、全被保険者に年3回明細書を送付してございます。

重複頻回訪問事業の実施につきましては、令和3年度23人に訪問指導を実施しております。令和3年度の訪問指導対象者23人の医療費は、1か月当たり平均2万6,300円減少しております。

第三者求償事務の推進は、令和3年度91件、1億4,561万1,000円を上程しております。

最後に、療養費の適正化につきましては、あんま・はり・きゅう及び柔道整復について申請書を点検し、令和3年度は3,756件を返戻しております。

○議長(金城由美)

下地秀男議員。

質疑は3回までとなっております。最後の質疑となりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

質疑を許します。

○下地秀男議員

適正化の啓発に継続して取り組んでいくというのが大事かというふうに思っております。

そこで、実は、岸田総理が異次元の子育て支援というのを今打ち出しております。いわゆる支える側がやはり多くないと、この後期高齢者医療制

度というのは成り立たないのではないかというふうに思っております。

そこで、いわゆる後期高齢者の皆様にもそういう現役世代、そしてこれからの子育て支援についても、やっぱり国全体が、社会全体がそういう子育て支援もあるんだということを、この医療費の抑制イコール、そういう子育て支援にも振り替えていくんだという、そういうようなこともぜひ啓発の中に入れ込んでいくべきではないかというふうに思いますけれども、この中村正人連合長の最初の第4次広域計画の改訂に当たっての中で、現在、国においては人生100年時代の到来を視野に入れて、全世代対応型の社会保障制度の構築を目指しているというふうにありますので、ここもしっかりと視野に入れながら、この啓発活動というものを取り組むべきではないかと思っておりますけれども、どのようにお考えか、御答弁をお願いいたします。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えします。

議員御指摘のように、医療保険制度の世代間の公平性の確保に向けた見直しというのは非常に喫緊の課題であり、重要なものというふうに考えております。

この医療保険制度の見直しにつきましては、現在、政府の社会保障全般の総合的な検討を行う全世代型社会保障構築会議で議論がなされているところでございます。その全世代型社会保障構築会議の報告書によりますと、医療保険制度の取り組むべき課題として、「全ての世代での支え合い」、「世代間・世代内における公平性の確保」、「保険者間の格差是正」といった基本的な考え方に沿って、引き続き給付の在り方、給付の負担のバランスを含めた不断の見直しを図るべきである、とされております。

今後、医療保険制度につきましては、政府内での議論の状況を見ながら、私どもとしての啓発活動のほうにどのように取り入れていくかというところを考えていきたいと考えております。

○議長(金城由美)

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第8、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明いたします。

議案書の61ページをお開きください。

個人情報の保護に関する法律が改正され、これまで条例により個人情報保護を図ってまいりましたが、令和5年4月1日から法の適用を受けることになりました。これに伴い、現行の後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を廃止し、新たに法から委任された事項などを定める法施行条例を制定するものでございます。

63ページは法律施行条例で、開示請求に係る手数料や審査会への諮問、運用状況の公表などについて定めております。令和5年4月1日の施行を予定しております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結します。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第9、議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書は67ページでございます。

人事院勧告に基づき職員の給与を改正したことに伴い、職員に準じている会計年度任用職員の給与も併せて改正するものでございます。

69ページから条例改正文、新旧対照表は79ページに載せてございます。施行日は沖縄県に合わせて令和5年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第10、議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の91ページをお開きください。

働き方改革の一環として、労働基準法の改正により、国家公務員において時間外労働の上限規制等が導入されたことに伴い改正するものでございます。

改正内容としましては、時間外労働の上限について規則に委任する条項を加えるものでございます。具体的には、規則において職員に時間外勤務を命ずる場合に上限時間を設定するとともに、他律的業務や大規模災害への対応について定めるものでございます。

93ページは改正文、95ページが新旧対照表となっております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第11、議案第5号、沖縄県後

期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について御説明いたします。

議案書の97ページをお開きください。

広域連合が有する債権の管理に関する事務の処理について、債権管理の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的として制定する必要があることから、新たに条例を定めるものでございます。

債権管理条例は99ページからとなります。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第12、議案第6号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第6号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)

令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条、債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第6号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案書の105ページをお開きください。

107ページに第1表、債務負担行為補正の追加を載せてございます。

令和5年度当初予算に計上しています。標準システムの更新に伴う電算処理関係費用及び医療給付費関係帳票の印刷等業務委託料などについて、事前に入札業務などを進める必要があるため、債務負担行為を追加補正するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第13、議案第7号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第7号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,802万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第7号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

議案書は109ページからとなります。

議案書の112・113ページをお開きください。

一般会計予算は、広域連合の運営に係る人件費や事務費に係る予算でございます。

第1表、歳入歳出予算です。

令和5年度の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億7,802万6,000円を計上しております。

116・117ページをお開きください。事項別明細書の総括です。

前年度と比べ601万6,000円の増となっております。

議案書の122・123ページをお開きください。

主な歳入の内容について、事項別明細書により御説明いたします。

一般会計の歳入のほとんどは、市町村からの負担金でございます。

1款分担金及び負担金2億7,800万円となっており、前年度より600万円の増となっております。

126・127ページをお開きください。

歳出について主なものを御説明いたします。

1款1項1目議会費343万7,000円を計上しています。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は2億7,232万1,000円を計上しております。

主な内訳いたしまして、1節報酬368万円、2節

給料1億1,120万2,000円、3節職員手当等7,937万1,000円、4節共済費4,150万5,000円を計上しております。

129ページを御覧ください。

11節役務費として通信運搬費157万9,000円、公金事務取扱手数料に695万2,000円を計上しております。

12節委託料として、財務会計システム保守委託料、健康診断業務委託料、財務諸表作成委託料等に492万8,000円を計上しております。

13節使用料及び賃借料として、事務所賃借料、共益費、パソコン等賃借料等で1,426万8,000円を計上しております。

130・131ページをお開きください。

2款3項1目監査委員費74万5,000円を計上しております。

4款予備費は143万5,000円となっております。

最後に、132ページは一般会計分の給与明細表となっております。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第14、議案第8号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第8号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,574億7,855万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区

分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年2月3日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(金城由美)

新里亨事務局長。

○事務局長(新里亨)

議案第8号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について御説明いたします。

議案書は133ページからとなります。

136・137ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。

令和5年度の特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,574億7,855万円を計上しております。

138ページは歳出でございます。

140・141ページをお開きください。事項別明細書の総括でございます。

前年度と比べ64億9,835万1,000円の増となっております。

146・147ページをお開きください。

事項別明細書で歳入の主な内容について御説明してまいります。

1款市町村支出金は285億84万2,000円で、前年度と比べ20億3,984万1,000円の増となっております。

1項市町村負担金1目事務費負担金は8億1,900万円で、前年度と比べ2億4,900万円の増となっております。これは歳出において、国のほうで進めております標準システムのクラウド化に

伴う費用が新たに生じたことによるものでございます。

2目保険料等負担金は156億3,048万1,000円で、前年度と比べ12億6,128万2,000円の増となっております。これは主に被保険者数の増加や前年度所得が上がったことによるものであります。

3目療養給付費負担金120億5,136万1,000円、前年度と比べ5億2,955万9,000円の増となっております。これは歳出予算において療養給付費の12分の1を市町村が定率で負担するものです。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金379億6,178万6,000円。前年度と比べ18億637万4,000円の増となっております。療養給付費の12分の3を国が定率で負担するものです。

2目高額医療費負担金9億3,756万8,000円。前年度と比べ5,786万5,000円の減となっております。1件80万円以上の高額医療費の4分の1を国が負担するものであります。

2項国庫補助金1目調整交付金121億1,699万4,000円。前年度と比べ6億3,274万円の増となっております。広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容など、特別な事情により交付されるものでございます。

2目健康診査事業費補助金3,476万9,000円。前年度と比べ5,634万4,000円の減となります。これは財源の一部が特別調整交付金に移ったため、総額としては変わっておりません。健診事業費の3分の1の補助でございます。

3目医療費適正化等推進事業費補助金26万7,000円。前年度と比べ3,000円の増額となっております。

148・149ページをお開きください。

4目特別高額医療費共同事業費補助金905万9,000円。前年度と比べ95万1,000円の減となっております。

3款県支出金1項県負担金1目療養給付費負担金120億5,136万1,000円。前年度と比べ5億2,955万9,000円の増となっております。療養給付費に対して12分の1を県が定率負担するものです。

2目高額医療費負担金9億3,756万8,000円。前年度と比べ5,786万5,000円の減となっております。

ます。1件80万円以上の高額医療費の4分の1を県が負担するものであります。

4款支払基金交付金644億9,044万6,000円。前年度と比べ25億3,321万8,000円の増となっております。現役世代の保険料からの後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付するものでございます。

150・151ページをお開きください。

5款特別高額医療費共同事業交付金1億3,224万円。前年度と比べ2,150万7,000円の増となっております。400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分についての一部補助です。

8款繰入金1億3,906万5,000円。前年度と比べ9億1,854万5,000円の減となっております。これは被保険者数の増加などにより保険料収入が増えたことにより、基金から繰入必要額が減ったことによるものです。

続きまして、10款諸収入につきましては152・153ページをお開きください。

3項雑入4目第三者納付金1億2,407万1,000円となっております、過去3年の実績の平均で計上しております。

以上が歳入の主な説明となります。

続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

156・157ページをお開きください。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費8億4,363万6,000円。前年度と比べ1億6,048万2,000円の増となっております。

158・159ページをお開きください。

2項賦課徴収費1目賦課徴収費94万7,000円。前年度と比べ1,778万4,000円の減となっております。これは前年度計上していましたがコロナ禍による減免等のリーフレット作成や郵送費について、次年度は計上を見送ったことによるものです。

2款保険給付費1項療養諸費1目療養給付費1,444億1,368万7,000円。前年度と比べ57億2,302万3,000円の増となっております。これまでの実績、被保険者数の伸び、1人当たりの医療費の伸び等により算出しております。

2目訪問看護療養費21億5,325万7,000円。前年度と比べ7億6,905万1,000円の増となっております。

訪問看護を受けた際に支給されるものでございます。

160・161ページをお開きください。

5目審査支払手数料2億8,799万3,000円。前年度と比べ4,376万1,000円の減となっております。国保連合会への療養費等の請求に関する審査及び支払いに対する手数料でございます。

2項高額療養諸費1目高額療養費78億579万8,000円。前年度と比べ1億7,659万2,000円の増となっております。自己負担額が限度額を超えた場合に支給されるものです。

2目高額介護合算療養費1億3,406万6,000円。前年度と比べ1,863万2,000円の減となっております。後期高齢者医療と介護保険の両方の負担額の合算で、限度額を超えた場合に支給されるものです。

3項その他医療給付費1目葬祭費1億6,796万円。前年度に比べ1,240万円の増となっております。

2目その他医療給付費6億333万4,000円。前年度と比べ2億6,932万円の減となっております。その内容につきましては、あんま・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復、補装具等に対する給付となっております。

4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金1億3,160万円。前年度と比べ216万6,000円の増となっております。著しく高額な医療費の発生による財政の影響を緩和するため、財政調整機能として国保中央会が実施する共同事業への拠出金及び事務費となっております。

160ページから続きます162・163ページをお開きください。

5款保健事業費1項健康保持増進事業費1目健康診査費4億5,633万9,000円。前年度と比べ693万2,000円の減となっております。

2目その他健康保持増進費4億4,298万6,000円。前年度と比べ934万円の増となっております。

164・165ページをお開きください。

8款諸支出金1項償還金及び還付加算金3,381万2,000円。前年度と比べ277万5,000円の増となっております。

9款予備費として304万9,000円を計上してご

ございます。

166 ページをお開きください。

特別会計に係る給与明細表となっております。

以上が、令和5年度特別会計の歳入歳出の説明となります。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま、連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第15、発議第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

岸本一徳議員。

○岸本一徳議員

皆さん、おはようございます。

発議第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報保護に関する条例の制定について、提案理由を説明いたします。

新個人情報保護法の施行により、地方公共団体の機関から議会が除かれることから、議会側の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続や個人情報の取扱いについて定める必要がある。

これが本条例を制定する理由でございます。以上でございます。

○議長(金城由美)

ただいま、岸本一徳議員より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第16、発議第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

おはようございます。

発議第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由を御説明いたします。

女性をはじめとする多様な人材の議会への参画を促進する環境整備を図る観点から、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合議会規則第1号)の一部を改正する必要があります。

これが本規則を改正する理由です。よろしく申し上げます。

○議長(金城由美)

ただいま、糸数貴子議員より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はございません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第17、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず10分以内となっております。

なお、本日の質問者は、一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

糸数貴子議員、登壇を願います。

○糸数貴子議員

改めまして、那覇市選出の糸数貴子です。

通告に従い、一般質問を行います。

窓口負担割合の変更について。

一部の被保険者の窓口負担が1割から2割負担へと引き上げられました。負担変更の経過と現状及び課題を伺います。

事務所移転について進捗状況を伺います。

以上、再質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

○議長(金城由美)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

こんにちは。

糸数貴子議員の質問事項1についてお答えいた

します。

窓口負担の見直しにつきましては、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より施行いたしました。

負担割合変更に伴い、7月と9月に被保険者証と制度周知のリーフレットを併せて発送しておりますが、特に大きなトラブルはございませんでした。

また、制度改正に伴い被保険者の負担が増え、保険者の保険給付費は減る形とはなりますが、結果、全体といたしましては、被保険者数の増や新型コロナウイルスの感染状況の影響などにより、保険給付費は制度改正前より増額となっております。

本広域連合といたしましては、今後も国と連携を図りながら、リーフレットやホームページなどを活用して、被保険者に対し丁寧な説明と見直し内容の周知を行うなど、十分な広報・周知に努めるとともに、窓口業務を担っている市町村とも連携を図りながら、対応してまいりたいと考えております。

○議長(金城由美)

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

糸数貴子議員の一般質問2項目目、事務所移転についての進捗状況についてお答えいたします。

当広域連合の事務所移転については、令和4年2月定例会において、沖縄県後期高齢者医療広域連合附属機関の設置に関する条例について、事務所移転に関する検討委員会を設けるための条例改正を行いました。

現在、県内5ブロックの代表者1名、計5名の委員で移転先候補地等について検討していただいているところでございます。以上です。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

御答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず1番目の質問から、10月の2割負担の切替え、年度途中での切替えということで心配したん

ですけれども、大きなトラブルがなかったということはよかったですと思います。

2割負担にすることで苦情とか、対象の被保険者からの反応というものはありましたでしょうか。

○議長(金城由美)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

糸数貴子議員の再質問にお答えいたします。

被保険者からの問合せや苦情につきましては、特に市町村へ多く寄せられたと聞いております。その内容といたしましては、2割に該当した理由を問うものが最も多かったと聞いております。

また、制度内容が複雑すぎて理解するのが難しいとの問合せも多かったことから、今後も市町村と連携し、ホームページやリーフレットなどを活用して、被保険者に分かりやすく丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

私の母もこの2割負担の該当者となっていて、病院に付き添っていった妹が薬局での支払いで本当にびっくりしていたんですね。2倍の請求ですからびっくりするのは当然だと思うんですけども、この経過措置について改めて説明を聞きたいんですけど、お願いします。

○議長(金城由美)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

糸数貴子議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、医療機関におきましても多少の混乱はあったかとは思いますが、ただ、医療機関につきましては国のほうからマニュアルが届いておりまして、おおむね適切に対応していると聞いてございます。

しかしながら、今回の制度が複雑なことで、今回の緩和措置につきましても、同月内に複数の医療機関を受診した被保険者につきましては、配慮措置により各医療機関ごとに3,000円差額の現物給付となることから、一旦は3,000円以上の負担が出てしまうケースもございます。ただ、しかしその場合におきましても、償還払いにおきまして最

終的には3,000円の差額となる仕組みとなっております。

ですので、被保険者が今後、より負担感を感じることがないように、制度の周知と丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

ありがとうございます。経過措置というか、配慮措置があるとはいえ、やはりこの制度が分かりにくいという点で周知をぜひよろしくお願い致します。

後期高齢者が医療費が高くなったということで、受診を控えるようなことはあってはならないと思うんですが、この受診の状況について2割負担になったがために、状況に変化があるかどうかを把握するというようなことは可能なんでしょうか。

○議長(金城由美)

安永貴彦事業課長。

○事業課長(安永貴彦)

お答えします。

2割負担の方の医療費の状況につきましては、毎月、統計等で調べているところではございますが、その影響等につきましては、今後、毎月調べることで状況を注視していきたいと考えているところでございます。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

前向きな御答弁ありがとうございます。

この経過措置というか、2025年9月末までは行われるということで、そうはいつてもそれが過ぎればまた一気に2倍になっていくということで、高齢になればなるほど定期的な通院が必要であったりとか、ずっと飲み続けなければいけないお薬を処方されているとか、御自身の努力だけではどうにも医療費を抑えるというのは難しいケースが多いかと想像します。

この配慮措置の延長を申し入れるなど、広域連合として取り組んでいく必要があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長(金城由美)

栗國綱志管理課長。

○管理課長(栗國綱志)

糸数貴子議員の再質問にお答えいたします。

確かに今おっしゃるとおり、この配慮措置が終了すれば元の状況に戻る。また、昨年12月に開催されました社会保障審議会においても、高齢者医療保険料の賦課限度額の増など、様々な面から今後、高齢者の方に負担が増えていくような状況が、可能性として今論じられているところではございません。

本広域連合といたしましては、新型コロナウイルスの影響で経済的にも厳しい状況の中、窓口負担割合の変更となり、高齢者の方々の負担がますます増えている状況がございますので、今後そういった配慮措置はもとより、低所得者への配慮や負担能力に応じたものなどきめ細かい配慮が必要であり、国のほうでも丁寧な説明が必要だというふうにも考えてございます。

何よりも優先されるべきは、高齢者に必要な医療の確保、そして後期高齢者の生活実態を踏まえた必要な受診が抑制されないことがないように、引き続き今後の高齢者の負担の在り方、そして高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営が可能となりますよう、国の動向に注視しながら、こちらとしても全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、財政支援の拡充なども踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

御答弁ありがとうございます。

後期高齢者の皆さん、本当に沖縄の戦後を支えてくださった先輩方ということで、今回の負担増を皮切りに被保険者の負担が増えていくことがないように、国の動向を注視していただきたいと思います。

そういう意味で、先ほど連合長より報告がありました、全国後期高齢者医療広域連合協議会からの申入れ、要望書、大変評価いたします。できる限り負担軽減への取組をお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、移転検討委員会での検討内容がどのぐら

い進んでいるのかということ、もう一度聞いてもいいでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長(金城由美)

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

糸数貴子議員の事務所移転の件について、再質問にお答えいたします。

現在の委員会の状況についてでございます。令和4年11月9日に第1回委員会を開催し、連合長から諮問をしております。その諮問の事項については、1.事務所の移転候補先の検討及び選定について、2.その他事務所の移転に必要な事項について、となっております。

今年度中に第2回目の開催を予定しているところでございます。以上です。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

この移転検討委員会を含め、次年度予算に移転関係の予算が見られませんが、どのようになっているのか、御説明をお願いします。

○議長(金城由美)

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

再質問にお答えいたします。

移転費用についてでございます。移転費用を捻出するため財政調整基金を新たに設け、一般会計において、令和3年度からの繰越金のうち1,752万7,000円を当該基金へ積み立てております。

令和4年度の繰越金についても、同様の処置を取る予定となっております。以上です。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

資金の準備を着々と進めていらっしゃるということで、しっかりとお願いしたいと思ひます。

うるま市から当初、令和3年あるいは4年には移転をしてほしいというような申入れだったかと記憶をしているところなんですけれども、この事務所がいつまで使用可能なのかというのは、その調整はどのようになっているのか、お願ひします。

○議長(金城由美)

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

再質問にお答えいたします。

本広域連合事務所がございますこの石川庁舎についてはうるま市が所有しているもので、現在使用料をお支払いして使わせていただいております。

移転の時期については、2年ほど前から関係各団体と協議をしておりますが、明確にこちらについて使用期限というのは現在のところは示されておりません。引き続き協議していきたいと考えております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

使用期限は示されていないということで理解いたしました。

移転については建物の老朽化というのも要因の一つだと思いますが、毎日ここで働く職員、また利用者のことを考えますと、安全性について問題は無いのか伺ひます。

○議長(金城由美)

新垣哲総務課長。

○総務課長(新垣哲)

再質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、この石川庁舎は老朽化が大分進んできておりまして、具体的例を挙げればエレベーターが今稼働しなくなっていたりというのはございますけれども、身体的には今のところそういった危険性があるというふうなことは、管理しているうるま市役所のほうからは特に表明されておりませんので、しばらくは安全に事務がこなせるものだと考えております。

○議長(金城由美)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

御答弁ありがとうございます。

引越しとなると業務に影響のないようにということで、相当な準備及び計画が必要だと思ひますので、速やかな移転、場所の選定、ぜひ委員の方々に頑張っていただきたいと思ひます。

質問は以上です。ありがとうございました。

○議長(金城由美)

これをもって、糸数貴子議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

(「議長、暫時休憩お願いします」と言う者あり)

○議長(金城由美)

休憩いたします。

(午前11時26分 休憩)

(午後11時30分 再開)

○議長(金城由美)

再開いたします。

続きまして、日程第18、これより討論・採決を行います。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより承認第1号について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)

本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより承認第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(金城由美)

続きまして、議案第1号、沖縄県後期高齢者医療広域第4次広域計画の策定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

続きまして、議案第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

続きまして、議案第3号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第3号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第4号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第4号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第5号、沖縄県後期高齢者医療広域連合債権管理条例の制定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第5号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第6号、令和4年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第6号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

続きまして、議案第7号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第7号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

議案第8号、令和5年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより議案第8号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

続きまして、発議第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより発議第1号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

発議第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(金城由美)

これより発議第2号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(金城由美)

続きまして、日程第19、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長(金城由美)

最後に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(金城由美)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

○議長(金城由美)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(金城由美)

これで、令和5年第1回沖縄県後期高齢者医療
広域連合議会定例会を閉会いたします。

(午前11時40分 閉会)